

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

職員が一般業務の文書作成等、日々の業務を実施するにあたって、生産性の向上・効率化に取り組むための支援ツールとして、生成 AI を利用できる環境を整備する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

委託契約日から令和7年3月31日まで

(4) 予算上限額

9,293千円（消費税および地方消費税を含む）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和6年5月22日（水）午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書提出【様式2】

① 提出期限

令和6年5月30日（木）午後5時

② 提出方法

電子メールにより提出すること。

送付先メールアドレス：soudgkiban@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「生成 AI 利用環境整備委託業務についての質問」とすること。

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和6年5月31日（金）に、公募型プロポーザル参加者全員に電子メールにより回答する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県総務局県庁情報システム担当

② 提案書提出期限

令和6年6月4日（火）午後5時（必着）

③ 提出書類

「生成 AI 利用環境整備委託業務企画提案書作成要領」による書類

(5) 提案書に関する審査

実施日：令和6年6月6日（木）

出席者：公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

時間：1提案者当りの説明時間は30分以内を予定し、内訳は次のとおりとする。

プレゼンテーション：20分以内

質疑応答：10分以内

方 法：オンライン（URLは別途通知）

出席者：審査への参加は3名までとし、主たる説明者は当該業務を実施する際の総括責任
予定者とする。

その他：プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする。

結果通知日：令和6年6月6日（木）

(6) 提案書の取り下げについて

- ① 提出した提案書を取り下げる場合は、速やかに「取り下げ願い書」【様式8】を提出すること。
提案書の提出後契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合も同様とする。
なお、取り下げ願い書の提出があった場合にも提出された書類は返却しない。
- ② 提出期限までに提案書を提出しない者は辞退したものとみなす。
- ③ 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。なお、部分的な差替えは認めない。

(7) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

- ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】

企業グループで参加する場合は、グループ構成書【様式5】及び委任状【様式6】をあわせて提出すること。

イ 会社概要説明書【様式3】

ウ 業務実績書【様式4】

エ 印鑑証明書：受付日前3か月以内に発行されたもの（写し可）

オ 登記事項証明書：受付日前3か月以内に発行されたもの（写し可）

カ 財務諸表：最新決算年度の貸借対照表、損益計算書

キ 納税証明書：広島県の納税証明書（広島県県税事務所が発行している「広島県税及び地方
人特別税について滞納がないこと」を称した書面）及び消費税及び地方消費税（国税）の納税
証明書（受付日前3か月以内に発行されたものに限る）の写し（様式については、「令和4～6
年広島県物品・委託役務競争入札参加資格審査申請の手引（随時受付・政府調達）」の別紙「入
札参加資格審査の申請に係る納税証明についてのお願い」参照※）

※<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/nyusatsukeiyaku/4-6nyuusatsusanka.html>

※ただし、広島県の令和4年～6年物品・委託役務競争入札参加資格「55C システムの設計・
開発」の資格を認定されている者については、上記エ～キの提出は必要ないものとする。

ク 電子データの保存等に関する申出書【様式7】

- ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募
型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ④ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵
便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。

(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。)

- (8) 最優秀選定者に係る業務の打ち合わせについて
最優秀として選定された者は、令和6年6月7日(金)13:00から広島県総務局県庁情報システム担当にて、業務の打ち合わせを行うこととする。
- (9) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は、広島県総務局県庁情報システム担当に対してその理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は、令和6年6月11日(火)までに、その旨を記載した書類を提出すること。
 - ④ 上記に対する回答は、令和6年6月12日(水)までに、書面により行う。
- (10) 支払条件
業務完了後の一括払いとする。ただし、発注者が、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を部分払することができることとする。
- (11) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (12) 参加者の負担について
公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とする。
- (13) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (14) 提出された提案書について
- ① 提出された提案書は、返却しない。
 - ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、次の場合には、使用することがある。
ア 広島県情報公開条例に基づき公開する場合
イ 最優秀提案者の提案書を公開する場合
- (15) 本件業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (16) 提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は公募型プロポーザル参加者が負う。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金

公告に定めるとおり

- (4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約
適用なし

4 添付書類

- (1) 公告の写し
(2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式
(3) 契約書（案）
(4) 仕様書
(5) 企画提案書作成要領
(6) 提案書評価基準
(7) 仕様書等に関する質問書の様式
(8) 様式類
- 【様式1】公募型プロポーザル参加資格確認申請書
 - 【様式2】仕様書に対する質問書
 - 【様式3】会社概要説明書
 - 【様式4】業務実績書
 - 【様式5】グループ構成書
 - 【様式6】委任状
 - 【様式7】電子データの保存等に関する申出書
 - 【様式8】取り下げ願い書

【問い合わせ先】

広島県総務局県庁情報システム担当 担当 有田、西
電話 082-513-2438（ダイヤルイン）